

物品売買契約書

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 物 品 名   | 歯科用貴金属売却              |
| 契 約 金 額 | 金 円（うち消費税及び地方消費税 金 円） |

(契約金額の支払)

第1条 買受人は、この契約締結の日から4日以内に契約金額を売払人に支払わなければならない。

(遅延利息)

第2条 買受人は、前条の期日までに契約金額を支払わないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対して年2.5パーセントの割合により計算した遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(物品の引渡し)

第3条 売払人は、買受人が契約金額を支払ったときに物品を引き渡すものとする。

(履行遅滞に係る損害賠償)

第4条 買受人は、正当な理由がなく物品を引き取らないときは、履行遅滞に係る損害賠償として、前条の規定による引渡日の翌日から、遅延日数1日につき契約金額(買受人が物品の一部を引き取った場合には、当該引き取った物品の価額を除いた額)の1,000分の1に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第5条 売払人は、物品の引渡し後は、当該物品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことについて担保の責任を負わない。

(その他)

第6条 この契約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、売払人と買受人が協議のうえ決定するものとする。

本物品の売買については、上記各事項のほか地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程を厳守することを条件としてこの契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

売払人 大津市本宮二丁目9番9号  
地方独立行政法人市立大津市民病院  
理事長 河内 明宏

買受人